



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行: 犬飼社会保険労務士事務所
〒252-0233

相模原市中央区鹿沼台 2-24-16 長田第二ビル 201

TEL 042-810-5789 FAX 042-814-3968 E-mail info@sr-inukai.com



平成 30 年度の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、平成 30 年 8 月 10 日までに答申した平成 30 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめ公表しました（平成 30 年 8 月 10 日）。

これは、平成 30 年 7 月 26 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

平成 30 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- 改定額の全国加重平均額は 874 円（昨年度 848 円）。
- 全国加重平均額 26 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降最大の引上げ。
- 最高額（東京都 985 円）に対する最低額（鹿児島県 761 円）の比率は、77.3%
（昨年度は 76.9%。なお、この比率は 4 年連続の改善）。
- また、引上げ額の最高（27 円）と最低（24 円）の差が 3 円に縮小（昨年度は 4 円）。
- 東北、中四国、九州などを中心に中央最低賃金審議会の目安額を超える引上げ額が 23 県
（平成 27 年度以降最多。昨年度は 4 県）。



◆平成 30 年度地域別最低賃金時間額答申状況◆

都道府県	答申された改定額	引上げ額	目安額との比較	発効予定年月日	都道府県	答申された改定額	引上げ額	目安額との比較	発効予定年月日
北海道	835 (810)	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日	滋賀	839 (813)	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日
青森	762 (738)	24	+1	平成 30 年 10 月 4 日	京都	882 (856)	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日
岩手	762 (738)	24	+1	平成 30 年 10 月 1 日	大阪	936 (909)	27	±0	平成 30 年 10 月 1 日
宮城	798 (772)	26	+1	平成 30 年 10 月 1 日	兵庫	871 (844)	27	+1	平成 30 年 10 月 1 日
秋田	762 (738)	24	+1	平成 30 年 10 月 1 日	奈良	811 (786)	25	±0	平成 30 年 10 月 4 日
山形	763 (739)	24	+1	平成 30 年 10 月 1 日	和歌山	803 (777)	26	+1	平成 30 年 10 月 1 日
福島	772 (748)	24	+1	平成 30 年 10 月 1 日	鳥取	762 (738)	24	+1	平成 30 年 10 月 4 日
茨城	822 (796)	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日	島根	764 (740)	24	+1	平成 30 年 10 月 1 日
栃木	826 (800)	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日	岡山	807 (781)	26	+1	平成 30 年 10 月 1 日
群馬	809 (783)	26	+1	平成 30 年 10 月 6 日	広島	844 (818)	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日
埼玉	898 (871)	27	±0	平成 30 年 10 月 1 日	山口	802 (777)	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日
千葉	895 (868)	27	±0	平成 30 年 10 月 1 日	徳島	766 (740)	26	+1	平成 30 年 10 月 1 日
東京	985 (958)	27	±0	平成 30 年 10 月 1 日	香川	792 (766)	26	+1	平成 30 年 10 月 1 日
神奈川	983 (956)	27	±0	平成 30 年 10 月 1 日	愛媛	764 (739)	25	+2	平成 30 年 10 月 1 日
新潟	803 (778)	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日	高知	762 (737)	25	+2	平成 30 年 10 月 5 日
富山	821 (795)	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日	福岡	814 (789)	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日
石川	806 (781)	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日	佐賀	762 (737)	25	+2	平成 30 年 10 月 4 日
福井	803 (778)	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日	長崎	762 (737)	25	+2	平成 30 年 10 月 6 日
山梨	810 (784)	26	±0	平成 30 年 10 月 3 日	熊本	762 (737)	25	+2	平成 30 年 10 月 1 日
長野	821 (795)	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日	大分	762 (737)	25	+2	平成 30 年 10 月 1 日
岐阜	825 (800)	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日	宮崎	762 (737)	25	+2	平成 30 年 10 月 5 日
静岡	858 (832)	26	±0	平成 30 年 10 月 3 日	鹿児島	761 (737)	24	+1	平成 30 年 10 月 1 日
愛知	898 (871)	27	±0	平成 30 年 10 月 1 日	沖縄	762 (737)	25	+2	平成 30 年 10 月 3 日
三重	846 (820)	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日					

※カッコ内は、平成 29 年度に改定された地域別最低賃金額。効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性あり。

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導 約7割の事業場で法令違反

厚生労働省から、「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（平成29年度）」が公表されました（平成30年8月7日公表）。これは、平成29年度に、長時間労働が疑われる25,676事業場に対して実施された労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめたものです。

平成29年度は、監督指導を実施した事業場のうち70.3%の事業場で、労働基準法などの法令違反が認められました。平成28年度の66.0%よりも、その割合が増加しています。平成29年度の監督指導結果のポイントを確認しておきましょう。

…………… 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果のポイント〔平成29年度〕 ……………

(1) 監督指導の実施事業場：25,676事業場

このうち、18,061事業場（全体の70.3%）で労働基準関係法令違反あり

(2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

①違法な時間外労働があったもの：11,592事業場（45.1%）

このうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるものは、8,592事業場（74.1%）

②賃金不払残業があったもの：1,868事業場（7.3%）

③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：2,773事業場（10.8%） など

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：20,986事業場（81.7%）

②労働時間の把握が不適正なため指導したもの：4,499事業場（17.5%）



■ 監督指導事例 ■

なお、この公表に当たって、監督指導事例も紹介されています。

事例のなかには、36協定の締結・届出をせずに、労働者28名について、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月224時間）を行わせていたことが判明し、かつ、法定の休憩も与えていなかったため、是正勧告が行われたという事例もあります。

これは極端な事例ですが、他には、次のような事例もありました。

- 健康診断において異常所見があった者に係る医師の意見聴取を行っていないため是正勧告
- 常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、1年以内ごとに1回のストレスチェックを実施していないため是正勧告

★労働基準法や労働安全衛生法は、必ず遵守する必要がありますね。

平成31（2019）年4月からは、働き方改革関連法によるこれらの法律の改正も実施されます。

より一層の法令遵守が求められることになりますので、不安な点など、気軽にご相談ください。



お仕事 カレンダー 9月



9/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

- 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 7月決算法人の確定申告と納税・1月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 10月・翌年1月・翌年4月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

◆あつがき◆ 労働基準監督署の調査は、会社が労働基準法等に違反していないかどうかを立入調査するもので、調査項目は、主に労働条件、労働時間、賃金、有給休暇、安全衛生管理、健康管理等です。特に、長時間労働の是正をポイントにした調査が行われたのが平成29年度となります。会社側の準備としては、法令違反とならないよう、日頃から就業環境を整備しておくのはもちろん、必要な書類を適正に管理しておくことが重要です。一度自社の現状から課題を洗い出しておくといいですね。具体的には犬飼社労士事務所までご相談ください。